

○あま市教育委員会の後援に関する要綱

平成26年4月1日

教委告示第10号

改正 平成29年12月21日教委告示第19号

平成31年4月24日教委告示第7号

令和3年3月25日教委告示第9号

(目的)

第1条 この要綱は、教育、学術、文化及びスポーツ等に関する事業を行う個人又は団体(以下「団体等」という。)に対し、あま市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の後援名義(以下「後援名義」という。)の使用を許可することによって、その事業を奨励し、教育、学術、文化及びスポーツの振興に資することを目的とする。

(申請の手続)

第2条 後援名義の使用を希望する団体等(以下「申請者」という。)は、あま市教育委員会の後援に関する許可申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を教育委員会に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付することとする。ただし、第3号及び第4号については、申請日の属する年度又はその前年度に当該書類の提出があり、その記載内容に変更がない場合は省略することができるものとする。

- (1) 今回の事業内容が分かるもの(開催要項又は企画書等)
- (2) 今回の事業の収支予算書
- (3) 主催者の定款、会則及び規約等、主催者の性格及び概要の分かるもの
- (4) 主催者の役員名簿
- (5) 例年行われているものであれば、前回のパンフレット又はチラシ等

(許可の基準)

第3条 後援名義の使用許可は、次の各号に該当する場合を除き、教育委員会が後援することが適切かつ有意義と認められるものに対して行う。

- (1) 営利を主たる目的にすると認められるもの又は営利を主たる目的とする団体等の宣伝等に繋がると認められるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 暴力団若しくは暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体の活動に寄与するもの又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

- (4) 入場料、出品料、参加費等参加者の負担を求める場合は、その額が社会通念上相当な額を超え、対象者に対する経済的負担が著しく過重であると認められるもの
- (5) 開催の場所が、公衆衛生、災害防止等について必要な設備を有していない場合又は団体等の組織、責任者等が明確でないもの
- (6) 事業終了後も引き続き教育委員会の責任が問われると認められるもの
- (7) 前各号に掲げたもののほか、教育委員会が特に後援することが適当でないと認めたもの

2 教育委員会は、許可に際し特に必要があると認める場合は、条件を付することができる。
(決定の通知)

第4条 教育委員会は、申請があった場合、あま市教育委員会会議規則第6条に規定する定例会及び臨時会に諮り、前条の規定により内容を審査し、後援許可の可否の決定を、申請を受理した日から45日以内に、許可の場合はあま市教育委員会後援名義使用許可通知書（様式第2号）、不許可の場合はあま市教育委員会後援名義使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する申請については、前項によらず、教育長に事務委任し、前条の規定により内容を審査し、後援許可の可否の決定を、申請を受理した日から15日以内に、申請者に通知することができる。

- (1) 申請日の属する年度又はその前年度に後援名義使用許可を受けたことがある申請者が主催するもの（事業内容等の大幅な変更があるものは除く。）
- (2) その他教育委員会が認めるもの
(内容の変更又は許可の取消)

第5条 前条の規定により後援名義の使用許可を受けた者は、後援名義の使用許可決定後において、申請の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出て教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項に定める手続を怠り、又は第3条に該当しないと認められる事実が生じた場合には、教育委員会は、後援名義の使用許可を取消し、以後その団体等の事業については、後援名義の使用許可は行わないものとする。

(実施報告書等の提出)

第6条 後援名義の使用許可を受けた者は、当該事業終了後30日以内に事業完了報告書（様式第4号）に、関係する書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年教委告示第19号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年教委告示第7号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年教委告示第9号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の各告示の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

あま市教育委員会 殿

《申請者》
〒 _____
住 所 _____
団 体 名 _____
代表者名 _____
電話番号 (_____)

あま教育委員会の後援に関する許可申請書

下記のとおり事業を開催しますので後援名義使用を許可してください。

記

事業名	
事業の目的	
事業内容	
後援名義の必要な理由及び使用目的	
主催	
後援	
開催の期日	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
開催の場所	
参加者	範囲 愛知県・海部地域・市内・その他 (_____)
	対象 一般・学生・その他 (_____)
	人数 _____ 人
	参加料 有 (_____ 円) ・ 無
申請区分	新規 ・ 許可実績あり (_____ 年 月許可)
前回申請日	年 月 日
備考	
添付書類	1 今回の事業内容が分かるもの(開催要項又は企画書等) 2 今回の事業の収支予算書 3 主催者の定款、会則及び規約等、主催者の性格及び概要の分かるもの 4 主催者の役員名簿 5 例年行われているものであれば、前回のパンフレット又はチラシ等
連絡先	氏名 _____ 電話 (_____) (申請者と同じ場合は記入不要)

※ 添付書類3及び4については、申請日の属する年度又はその前年度に当該書類の提出があり、その記載内容に変更がない場合は添付不要です。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

年 月 日
第 号

様

あま市教育委員会

あま市教育委員会後援名義使用許可通知書

年 月 日付けの申請につきましては、あま市教育委員会の後援に関する要綱第 4 条に基づき、下記のとおり後援名義の使用を許可することと決定しましたので通知します。

記

- 1 後援名義
あま市教育委員会
- 2 事業名
- 3 留意事項
 - (1) 申請内容に変更を生じた場合は、速やかに変更事項を連絡すること。
 - (2) 開催要項、ポスター、ちらし等を作成している場合は、提出すること。
なお、ポスター、ちらし等の掲示、配布は一切いたしません。
 - (3) 事業に係る経費は、全て主催者が負担すること。
 - (4) 営利行為は、行わないこと。
 - (5) 事業完了後 30 日以内に、事業完了報告書 (様式第 4 号) を提出すること。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様

年 第 月 号
日

あま市教育委員会

あま市教育委員会後援名義使用不許可通知書

年 月 日付けの申請につきましては、あま市教育委員会の後援に関する要綱第 4 条に基づき、下記のとおり後援名義の使用を不許可とすることと決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 決定の理由

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

あま市教育委員会 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 名
電 話 ()

事 業 完 了 報 告 書

____年____月____日付けで許可のありました事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

許可内容	後援名義の使用
事業名	
許可番号	____年____月____日あ教____第____号
日 時	年 月 日 () 時 から 年 月 日 () 時 まで
場 所	
主 催	
他の後援等団体名	
事業に係る収支決算	[収入の部] [支出の部]
開催状況	(参加人数、入場者数等を記入してください。)
その他	作成したチラシ・パンフレット等を添付してください。

様式第 1 号 (第2条関係)

様式第 2 号 (第4条関係)

様式第 3 号 (第4条関係)

様式第 4 号 (第6条関係)